

岩手県監査委員告示第 22 号

随時監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 37 号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 4 月 10 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局教育企画室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成 20 年 11 月 19 日
 - (2) 本監査実施日 平成 20 年 11 月 26 日
- 3 監査結果の公表の日 平成 20 年 12 月 12 日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>需用費において、「預け金」や「差替え」等の不適当な支出が行われていたことは遺憾であり、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう強く望むものである。</p>	<p>需用費の執行状況全庁調査において不適切とされた「預け金」や「差替え」等の不適切な事務処理が平成 19 年度において 15 公所、金額にして 2,324,673 円あった。この中で、大船渡教育事務所において行った「預け金」132,405 円のうち、43,085 円が業者に残っていたが、平成 20 年 12 月 22 日に業者からの返金処理を、「差替え」を行った盛岡第二高校他 1 校の備品については、平成 21 年 1 月 22 日に備品登録を行った。</p> <p>再発防止策については、平成 20 年 11 月 28 日付けで改めて事務処理の根拠である会計規則等の再確認と発注と検収の分離等相互チェック体制を図るなど事務点検を行い、適正な事務処理を行うよう通知した。</p> <p>更に、再発防止策等として、「会計事務自己点検の実施について」についての通知が発出されたことを受けて、平成 21 年 2 月 5 日に同通知に従って真摯に会計事務の自己点検を行うほか、管理監督者は自らの責任を十分認識し、適切な事務処理を行うよう通知したほか、平成 21 年 2 月 17 日の県立学校長会議において、再発防止策を徹底するよう説明した。</p>